

固定資産税の負担調整

Q 先月号の町税条例改正のお知らせのなかに、固定資産税の負担調整ということがのっていましたが、どういうことか説明してくださいませんか。

A 負担調整措置とは、3年に一度の土地の評価替えによる税負担の増加をゆるやかにするための措置です。この措置によって、毎年徐々に評価額にもとづく税負担に近づけていくこととなります。

具体的には下の表による負担調整率によって計算します。

例によって説明しますと、次のようになります。
宅地で、62年度の課税標準額2百万円が、評価替え

区分	上昇率の区分	負担調整率
宅地等	1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超え1.7倍以下のもの	1.2
	1.7倍を超え1.9倍以下のもの	1.25
	1.9倍を超えるもの	1.3

税金 Q & A



によって2百28万円となった場合、上昇率は1.14倍になります。したがって、下の表の宅地等の上昇率は1.15倍以下のものの区分に該当することとなり、負担調整率は1.05倍が適用されます。そこで63年度は2,000,000円×1.05=2,100,000円となり、64年度は2,000,000円×1.05×1.05=2,205,000円となります。また、65年度は2,000,000円×1.05×1.05×1.05=2,315,250円となりますが、課税標準額は2,280,000円となっていることから2,280,000円が65年度の課税標準額となります。そして、負担調整された各年度の課税標準額の1.4パーセントが固定資産税の年税額となるわけです。

区分	上昇率の区分	負担調整率
農地	1.075倍以下のもの	1.025
	1.075倍を超え1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え1.3倍以下のもの	1.1
地	1.3倍を超え1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍以上のもの	1.2



東陽農村協同館隣ゲートボール場で

それぞれに責任者決まる

現在、町内にはゲートボール場が十三カ所あります。これらのゲートボール場は、どなたでも利用できますが、無断で使用しますと、同じ時間に複数のチームがかち合わせになるなど、トラブルの原因となります。

ゲートボール場 使用の際には申し込みを!

そこで、このようなトラブルを無くすため、各ゲートボール場に責任者を決め、利用する場合には事前に口頭、または電話などで責任者に申し込んでいただくことにしました。次の方が責任者ですからご利用の際にはご連絡くださるようお願いいたします。

(責任者名簿は次ページ)